

令和 7 年 3 月 3 日

申請者 各位

株式会社名古屋建築確認・検査システム

確認検査手数料の改定について(概要)

建築基準法改正及び建築物省エネ法改正の令和 7 年 4 月 1 日完全施行にあたり、確認検査手数料を改定いたします。

建築基準法 6 条区分の変更及びこれに伴う構造審査に対応しております。一方、建築物省エネ法の全建築物への適用(完全施行)に伴う省エネ審査につきましては、「仕様基準による審査による場合」等確認審査において対応する場合があります。

以上のことを勘案し、改定内容が適正なものとなるかどうかを勘案し、当分の間(3ヶ月から6ヶ月間を予定)は暫定改定による手数料とさせていただきます。

記

1 確認審査手数料、計画変更確認審査手数料、中間検査手数料及び完了検査手数料、仮使用認定手数料

① 「100 m²以内」「100 m²を超え 200 m²以内」「200 m²を超え 300 m²以内」

上記 3 区分は、構造審査に関して、木造のルート 1 に限り、許容応力度計算の他に、「壁量計算、N 値計算」による簡易構造計算を選択できます。

② 附属建築物で 30 m²以内の確認の特例にかかる建築物は特例料金を適用します。特例料金は、その床面積(2 以上ある場合はその合計)により、「10 m²以内」「10 m²を超え 30 m²以内」「30 m²を超え 100 m²以内」の 3 区分によります。

2 すべての区分において、住宅等と住宅等以外に分けます。

これにより、「300 m²以内の住宅等以外の建築物」は増額になります。

3 新 2 号建築物の区分により「都市計画区域外での確認申請が増えます」が、出張費の見直しは当分の間見送ります。

今後、下記の地域は出張費を見直す(増額)予定です。

※検査を実施する場合、「勤務時間内での日帰り検査が困難」となる可能性があり、検査に係る時間効率(検査員に超過勤務手当の支給等の発生を想定)を検討し見直しを図ります。

① 三河地区の都市計画区域外(北設楽郡。なお、豊田市、岡崎市及び新城市の都市計画区域外は現行のまま継続する予定です。)

② 島しょ部(知多郡南知多町及び西尾市)

①と異なり、船による移動が必須であり、時間効率が非常に悪いためです。なお、法令の規定により、リモート検査を導入しても「効率化を図ること」は不可能です。

4 郵送申請にかかる郵送手数料等は、郵送手数料の値上げがあった場合は随時改定を行います。

改定時期

令和 7 年 4 月 1 日から